

# 令和5年度沖縄支部事業報告について

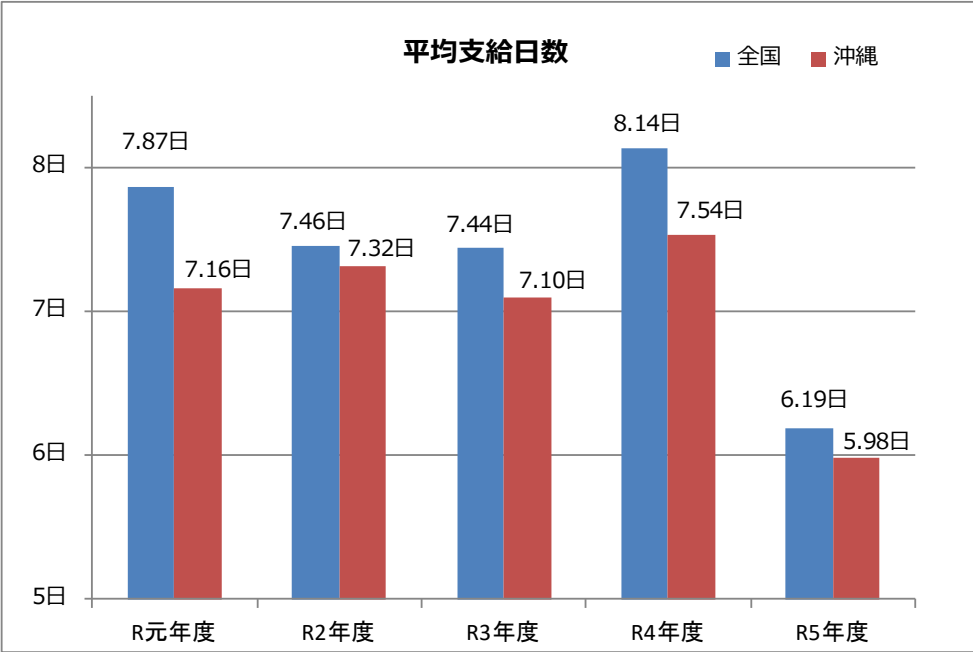
令和6年度 第1回全国健康保険協会沖縄支部評議会  
(令和6年7月22日)

|    |                                 |      |
|----|---------------------------------|------|
| 1  | サービススタンダード平均支給日数                | 1 頁  |
| 2  | 来客者数・申請件数・郵送化率の推移               | 1 頁  |
| 3  | 柔道整復施術療養費                       | 2 頁  |
| 4  | 被扶養者資格再確認                       | 2 頁  |
| 5  | 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 | 3 頁  |
| 6  | 返納金等債権の回収実績                     | 3 頁  |
| 7  | 効果的なレセプト点検の推進                   | 5 頁  |
| 8  | レセプト点検（資格・外傷・内容）の実績             | 5 頁  |
| 9  | 特定健診実施率の推移                      | 7 頁  |
| 10 | 特定保健指導実施率の推移                    | 9 頁  |
| 11 | 重症化予防事業                         | 10 頁 |
| 12 | 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進        | 11 頁 |
| 13 | うちなー健康経営宣言事業                    | 12 頁 |
| 14 | ジェネリック医薬品の使用促進                  | 12 頁 |
| 15 | 費用対効果を踏まえたコスト削減等                | 13 頁 |
| 16 | 支部職員研修の実施                       | 13 頁 |
| 17 | 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度にかかる意見発信  | 13 頁 |
| 18 | コラボヘルス                          | 14 頁 |
| 19 | 5 者協定に基づく取り組みの推進                | 15 頁 |

1 サービススタンダード平均支給日数

■ KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする。

【R5年度KPI実績値】 100%



|          | R元年度  | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全 国      | 7.87日 | 7.46日 | 7.44日 | 8.14日 | 6.19日 |
| 沖 縄      | 7.16日 | 7.32日 | 7.10日 | 7.54日 | 5.98日 |
| SS 達 成 率 | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  | 100%  |

サービススタンダードの達成率は100%でKPIを達成した

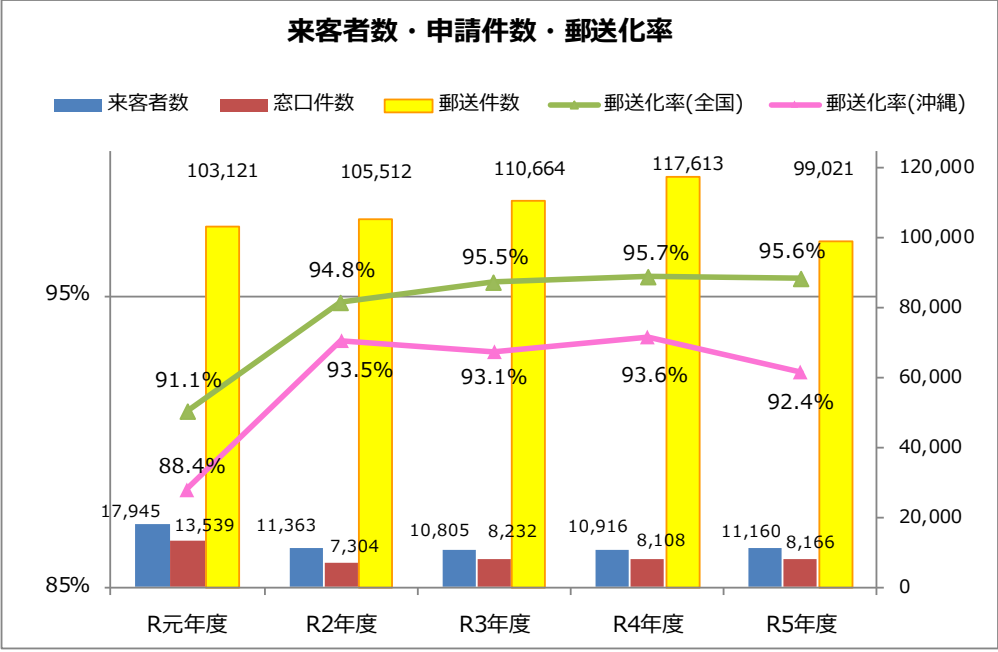
令和5年1月の業務システムの改修により、支給決定に至るまでの処理方法が大きく変更となったこと等により、全国平均での支給日数は令和4年度の8.14日から令和5年度は6.19日に短縮、沖縄支部においても7.54日から5.98日に短縮された。前年度までに続き、今年度も全国平均より短い期間で支給決定処理をすることができおり、引き続き速やかな支給決定に向け、効率的な業務処理を進めていく。

※サービススタンダードとは、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金及び埋葬料について、受付から10営業日以内に申請者の口座に振込が終了することとした当協会独自の基準。

2 来客者数・申請件数・郵送化率の推移

■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%とする。

【R5年度KPI実績値】 92.4%



|      | R2年度    | R3年度    | R4年度    | R5年度   | 郵送率 | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  |
|------|---------|---------|---------|--------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 来客者数 | 11,363  | 10,805  | 10,916  | 11,160 | 全国  | 94.8% | 95.5% | 95.7% | 95.6% |
| 窓口件数 | 7,304   | 8,232   | 8,108   | 8,166  | 沖縄  | 93.5% | 93.1% | 93.6% | 92.4% |
| 郵送件数 | 105,512 | 110,664 | 117,613 | 99,021 |     |       |       |       |       |

郵送化率96.0%以上とするKPIの達成には至らなかった

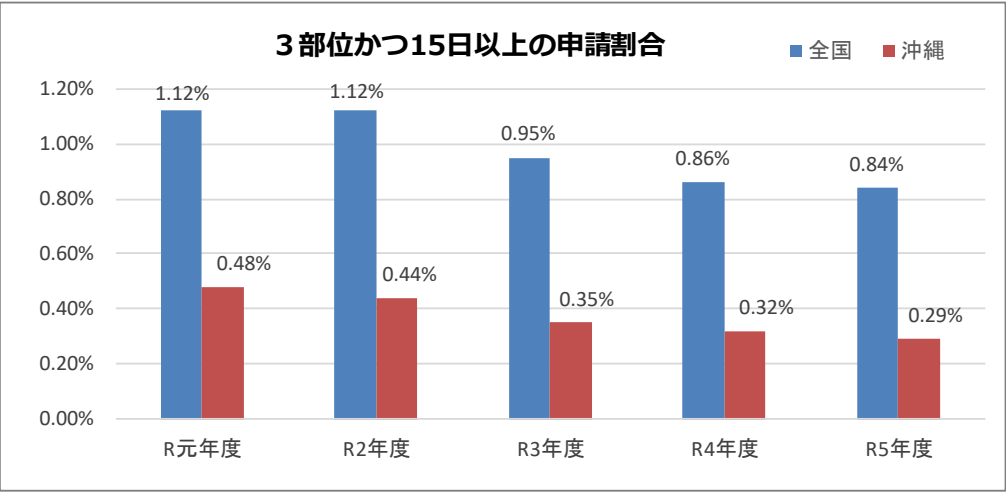
電話での問合せの際には郵送での提出の案内や、申請書送付依頼時や申請書返戻時には返信用封筒を同封し郵送による提出を促すなど、郵送による提出に向けた取り組みを積極的に行った。  
郵送化率の向上と併せ、支部窓口（対面）におけるお客様への説明力（理解度）等の加入者サービス・満足度の向上にも注力していく。

\* 令和6年度において、支部窓口に防犯用カメラを設置とプライバシー保護の観点で相談ブースの改修工事を計画

※窓口件数は、窓口で受理した申請書の件数。申請書1件ごとの集計であるため、来客者数とは相違する。

3 柔道整復施術療養費

- KPI：柔道整復施術療養費申請に占める3部位かつ15日以上以上の施術の申請の割合について対前年度（0.32%）以下とする。
- 【R5年度KPI実績値】0.29%



|     |       |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | R元年度  | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  |
| 全 国 | 1.12% | 1.12% | 0.95% | 0.86% | 0.84% |
| 沖 縄 | 0.48% | 0.44% | 0.35% | 0.32% | 0.29% |

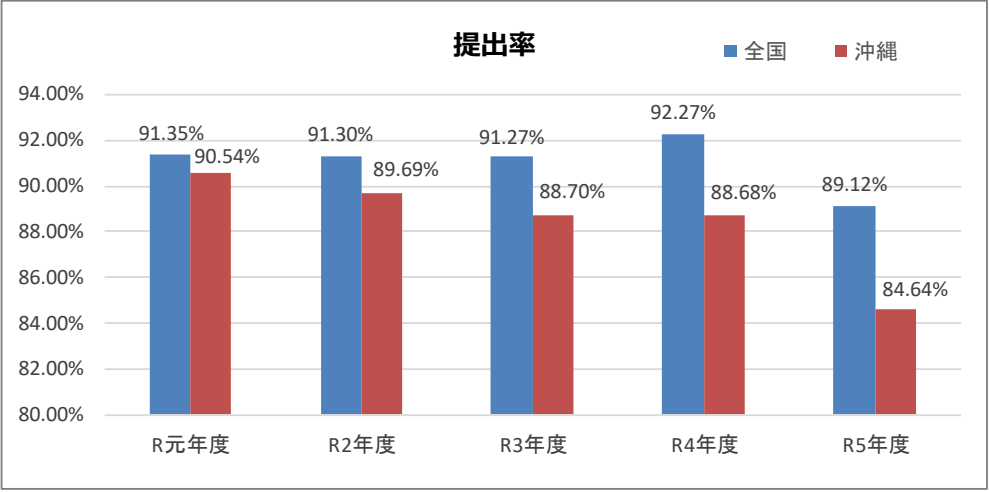
申請割合を0.32%以下とするKPIを達成した

多部位かつ頻回の受診状況確認のため、2部位以上の施術かつ10日以上（月単位）受診の受診者に対し照会を行い、施術内容の確認及び適正受診の周知を行った（照会件数：2,315件）。また、3部位以上の受診者が多い施術所に対し、啓発文書の送付を行った。

令和6年度はKPIの対象ではないが、加入者への文書照会等を確実に実施し、引き続き適正化に努める。

4 被扶養者資格再確認

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする。
- 【R5年度KPI実績値】84.64%



|          |        |        |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   |
| 全 国      | 91.35% | 91.30% | 91.27% | 92.27% | 89.12% |
| 沖 縄      | 90.54% | 89.69% | 88.70% | 88.68% | 84.64% |
| 送付対象事業所数 | 17,577 | 16,098 | 16,500 | 16,800 | 17,109 |
| 提出事業所数   | 15,896 | 14,438 | 14,636 | 14,898 | 14,481 |
| 未提出事業所数  | 1,661  | 1,660  | 1,864  | 1,902  | 2,628  |
| 順位       | 38位    | 44位    | 45位    | 45位    | 45位    |

提出率94.0%以上とするKPIの達成には至らなかった

高齢者医療制度への拠出金及び保険給付の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図ることを目的に、被扶養者資格再確認を実施した。

未提出事業所には協会本部より提出勧奨を行い、支部からも電話勧奨及び経年未提出事業所に対して訪問勧奨を行ったが、本部からの勧奨方法(通知)が圧着はがきのみに変更(以前は提出書類を再送付)となったこともあり、全国的な提出率の低下に影響したものと考える(扶養削除件数は1,425名で削除率は1.60%(全支部中3位。全国平均1.14%))。

なお、高齢者医療制度への負担額の軽減額は、協会全体で約10億円(推計)となった。

令和6年度はKPIの対象ではないが、支部独自で外部業者による電話勧奨の実施(予定)など、効果的な勧奨により提出率の向上を図る。

5 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を  
85.22%以上とする ※但し、令和 6 年12月 2 日の保険証廃止までの取り組み  
【令和 5 年度KPI実績値】 80.75%

| 証回収率 | (単月) | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月     | 計      |
|------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|      | R4   | 84.57% | 83.16% | 81.18% | 83.76% | 80.99% | 80.88% | 96.02% | 80.95% | 77.69% | 78.64% | 76.27% | 79.51% | 85.22% |
|      | R5   | 85.80% | 81.62% | 78.76% | 79.11% | 77.76% | 82.64% | 82.20% | 80.68% | 78.97% | 77.62% | 74.54% | 78.91% | 80.75% |

**資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率は80.75%で K P I 達成には至らなかった**

日本年金機構から回付される回収不能届等による電話催告を、回収不能届の受付から7営業日以内に実施した。保険証未回収が多く発生している事業所に対しては、退職時に保険証回収徹底を促す文書・周知用チラシを月次で送付するなど、早期の証回収に取り組んだが、目標達成とはならなかった。

債権発生防止の観点からも早期催告は必要不可欠であり、退職者等へは、令和 6 年度も日本年金機構の喪失処理日から、10日営業日以内の文書催告の実施により保険証の早期返却を促し、事業所等へは、回収した保険証の早期返却を呼びかけることとする。

ただし、令和 6 年12月 2 日をもって保険証は廃止されるため、それまでの取り組みとする。

- KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るもの）の回収率を対前年度以上  
(61.67%以上)とする。  
【令和 5 年度KPI実績値】 57.07%

| 返納金回収率 | (累計値) | 4月    | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     | 3月     |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | R4    | 3.00% | 19.26% | 20.32% | 23.79% | 26.23% | 32.97% | 27.49% | 25.70% | 48.18% | 49.65% | 51.31% | 61.67% |
|        | R5    | 2.59% | 6.23%  | 17.24% | 19.87% | 26.73% | 31.31% | 29.12% | 37.14% | 35.79% | 37.93% | 44.80% | 57.07% |

**返納金債権（資格喪失後受診に係るもの）の回収率は57.07%で K P I 達成には至らなかった**

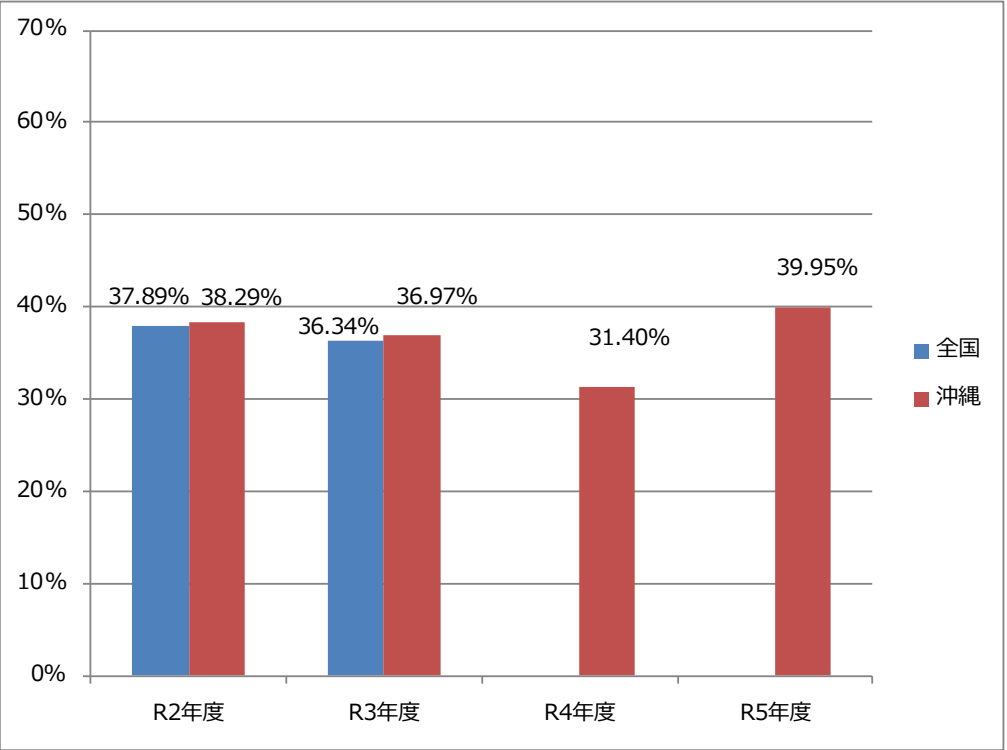
協会けんぽとしてはオンライン資格確認を導入している医療機関へは、資格喪失後受診に係る照会を原則しないこととなり、資格喪失後受診に係る返納金が増加したことなどが要因と考えられる。

保険者間調整は、時間がかかるとともに、事務量も多くなるが、確実な債権回収につながることから、今後有効に活用すべく、退職後、無保険者に対しては、国保加入を促していく。

※保険者間調整とは  
協会けんぽと国保等の保険者間で、直接医療費の調整をする制度  
加入者は返還金を支払う（立替える）必要がなくなるが、国保の保険料（税）に未納があったりすると、利用できないことがある

6 返納金等債権の回収実績

- 債権全体の回収率  
【令和 5 年度目標値】回収率35.34%  
【令和 5 年度実績値】回収率39.95%



債権全体の回収率

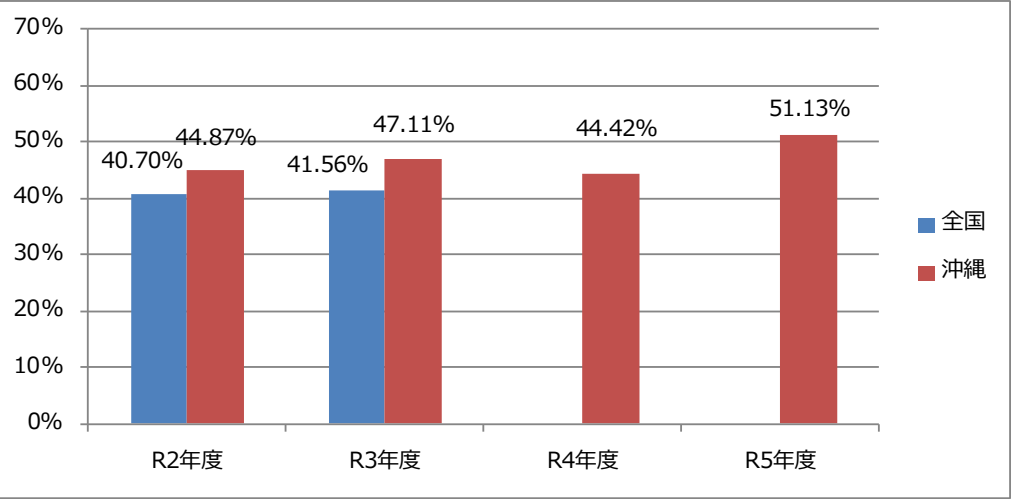
|    | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | (B)/(A) | R 5 年度       |              |
|----|--------|--------|--------|--------|---------|--------------|--------------|
| 全国 | 37.89% | 36.34% | 未公表    | 未公表    |         | 債権額 (A)      | 回収額 (B)      |
| 沖縄 | 38.29% | 36.97% | 31.40% | 39.95% |         | 676,871,854円 | 270,400,626円 |
| 順位 | 30位    | 28位    | 未公表    | 未公表    |         |              |              |

※R2年度・R3年度の順位は推計値

債権全体の回収率は39.95%と上昇した。事務手続きに手間のかかる保険者間調整を積極的に活用し、高額な債権の債権回収に取り組んだ結果、前年度実績を上回る結果となった。

新型コロナの影響で実施を見送っていた個別訪問の再開や、文書催告、電話催告、弁護士名催告、保険者間調整のより積極的な活用等により、債権回収率の向上に努める。

①返納金債権の回収率



|    | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   |         | R 5 年度       |              |
|----|--------|--------|--------|--------|---------|--------------|--------------|
| 全国 | 40.70% | 41.56% | 未公表    | 未公表    | (B)/(A) | 債権額 (A)      | 回収額 (B)      |
| 沖縄 | 44.87% | 47.11% | 44.42% | 51.13% |         | 388,800,289円 | 198,790,531円 |

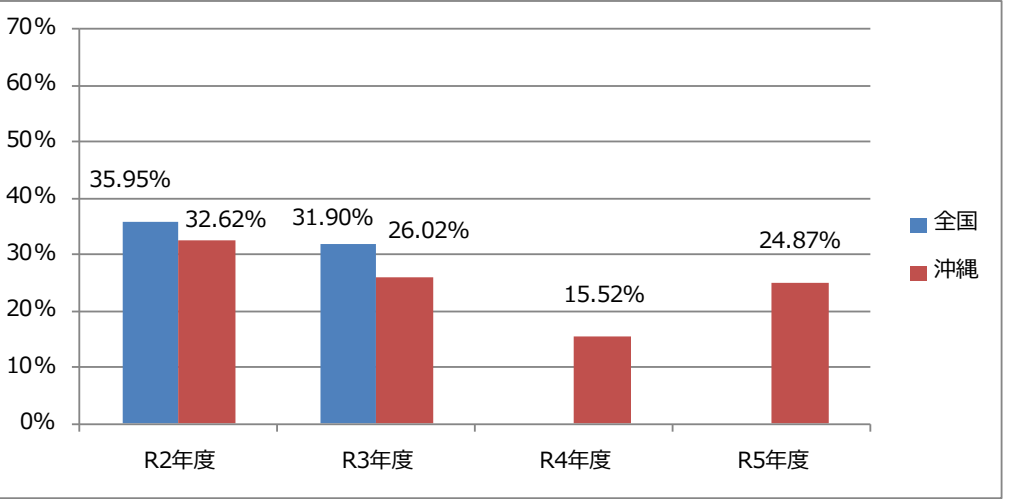
令和 5 年度の返納金債権のうち、資格喪失後受診による債権が 6 割強を占める。保険者間調整による回収は事務量が多くなるが、確実な回収に繋がるため、沖縄支部では保険者間調整による回収を積極的に活用し、令和 5 年度の返納金債権回収率は51.13%と前年実績を上回った。

令和 3 年度途中から始まった「レセプト分割・振替サービス」が本格的に機能し、保険者間調整による回収は減少するはずであったが、今のところそう言った傾向は見られない。本来、これまで保険者間調整に要していた時間を、他の債権回収に充てることを期待していたが、前記のとおり、保険者間調整の事務処理はむしろ増大しており、業務効率化にはつなげていない。

※返納金債権とは  
主に次の場合に発生する ①無資格者の受診 ②業務外の傷病と認められない場合  
③給付金の支給内容の誤り、支給調整（障害年金等）

※レセプト分割・振替サービスとは  
医療機関等から社会保険診療報酬支払基金に、請求のあったレセプトに記載された請求先の保険者等の情報が誤っていた場合に、支払基金が保険者等から提供された情報を基に、正しい保険者等の情報に補正し請求すること

②損害賠償金債権の回収率



|    | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   |         | R 5 年度       |            |
|----|--------|--------|--------|--------|---------|--------------|------------|
| 全国 | 35.95% | 31.90% | 未公表    | 未公表    | (B)/(A) | 債権額 (A)      | 回収額 (B)    |
| 沖縄 | 32.62% | 26.02% | 15.52% | 24.87% |         | 287,889,965円 | 7,160,095円 |

平成30年度より事務処理手順が変更され、一旦療養の給付全額を債権とし、その後過失割合が決定した後に過失割合に応じた額に更正することとなっている。

損害賠償金債権は、裁判等を経て過失割合が決定するまでに、かなりの時間を要する場合が多く、過年度の回収率は、平成30年度から過失割合に関わらず、一旦、保険者負担分を全額債権として調定するようになって以降、しばらくの間は回収率の減少傾向が続く見込みであったが、令和 5 年度の回収率は上昇に転じた。今後も進捗管理を徹底し、過失割合決定後の速やかな回収に努める。

※損害賠償金債権とは  
給付事由が第三者によって生じた場合の保険給付について、その第三者に対して有する損害賠償の請求を取得し、行使する場合に発生 （例）交通事故を起こした加害者への請求

7 効果的なレセプト点検の推進

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上（0.371%以上）とする。
- 【令和5年度KPI実績値】0.502%

| レセ査定率 | （単月） | 3月     | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     |
|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | R4   | 0.340% | 0.325% | 0.366% | 0.374% | 0.375% | 0.379% | 0.377% | 0.377% | 0.373% | 0.375% | 0.372% | 0.371% |
|       | R5   | 0.333% | 0.377% | 0.405% | 0.442% | 0.440% | 0.453% | 0.468% | 0.474% | 0.495% | 0.498% | 0.500% | 0.502% |

支払基金と合算したレセプト点検の査定率は0.502%でKPIを達成した

支払基金と協会を合算した査定率は0.502%（全国6位）で、対前年度以上となり、目標を達成した。

支部単独の再審査査定率は0.195%（全国10位）だった。

令和6年度は支部単独の再審査査定率がKPIとなるため、レセプト点検員と一般職員が協力し、より効率的・効果的なレセプト点検を実施しKPI達成を目指す。

- KPI：再審査レセプト1件当たりの査定額について対前年度以上（6,727円以上）とする。
- 【令和5年度KPI実績値】8,742円

| レセ査定額 | （単月） | 3月     | 4月     | 5月     | 6月     | 7月     | 8月     | 9月     | 10月    | 11月    | 12月    | 1月     | 2月     |
|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | R4   | 5,335円 | 6,097円 | 5,916円 | 5,747円 | 5,796円 | 6,073円 | 6,488円 | 6,719円 | 6,793円 | 6,837円 | 6,894円 | 6,727円 |
|       | R5   | 5,740円 | 5,801円 | 6,458円 | 6,286円 | 6,310円 | 7,095円 | 7,590円 | 7,788円 | 9,056円 | 9,312円 | 9,276円 | 8,742円 |

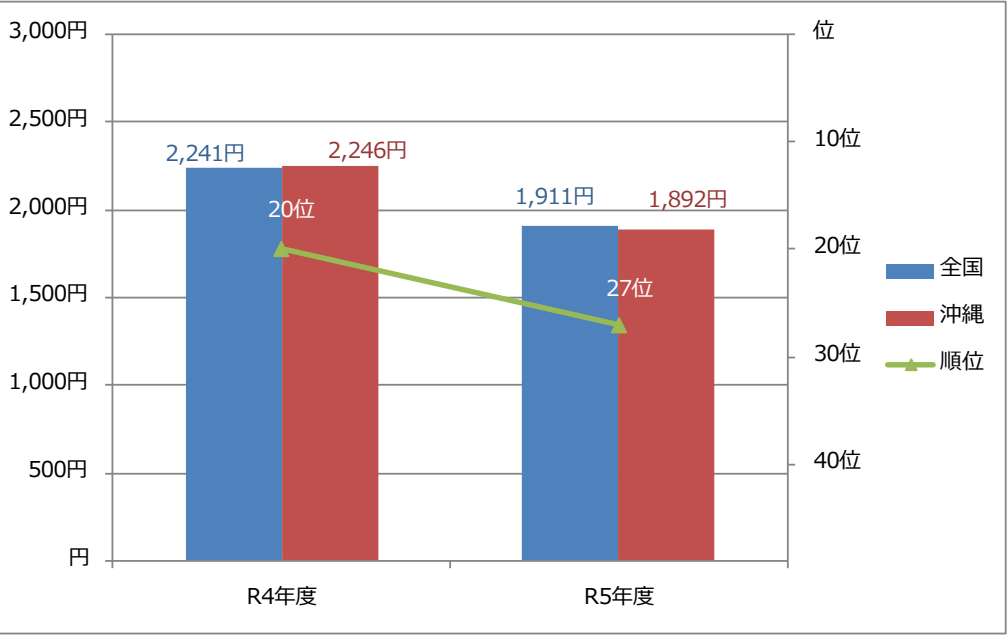
再審査レセプト1件当たりの査定額は8,742円でKPIを達成した

再審査レセプト1件当たりの査定額は8,742円（全国18位）で、対前年度以上となり、目標を達成した。全国平均は8,472円で、沖縄支部はこれを上回っている。

入院・手術といった金額の高いレセプトの点検を効率的に実施するため、研修等を通じて、レセプト点検員のスキルアップに努めていく。

8 レセプト点検（資格・外傷・内容）の実績

①資格点検にかかる年度別加入者1人あたり効果額



|    | R2年度 | R3年度 | R4年度   | R5年度   |
|----|------|------|--------|--------|
| 全国 | —    | —    | 2,241円 | 1,911円 |
| 沖縄 | —    | —    | 2,246円 | 1,892円 |
| 順位 | —    | —    | 20位    | 27位    |

※協会本部が示す指標が変更となったため令和4年度からの実績を掲載しています。但し、令和5年度は速報値です。

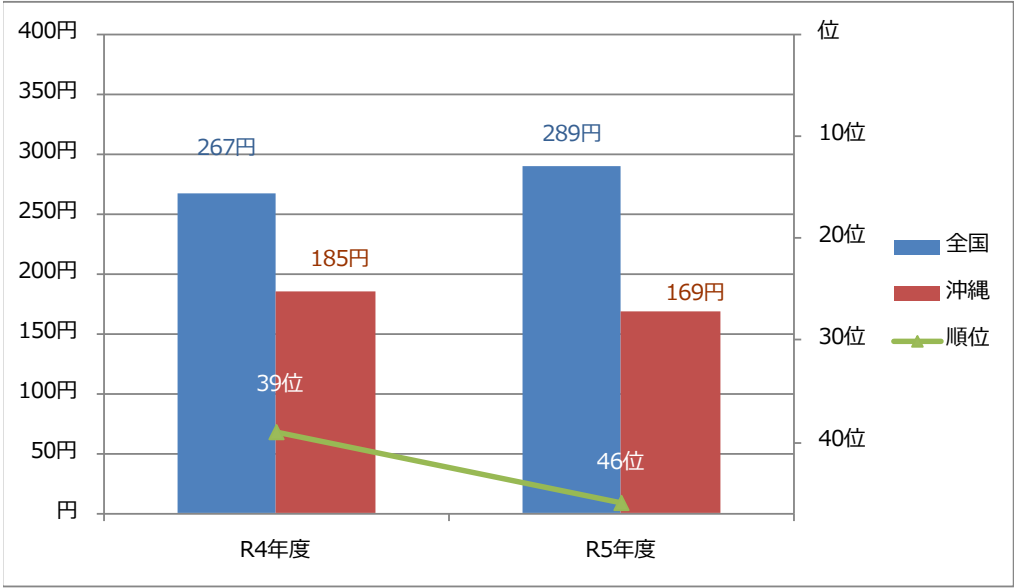
資格点検に係る加入者1人あたりの効果額は1,892円となり、全国平均を下回った。

協会けんぽとしてはオンライン資格確認を導入している医療機関へは、資格喪失後受診に係る照会を原則しないこととなったことなどが要因と考えられる。

引き続き、早期の債権回収に繋がるよう、資格喪失後受診等に係る調定処理を速やかに行い、本人への返還請求を適切に実施していく。

- ※資格点検：資格に関する記載誤りのレセプトや退職等による資格喪失後の受診でないか等を確認
- ※点検効果額：記号番号誤りや本人家族区分誤り等も含め医療機関返戻となったレセプトの金額や資格喪失後受診に対して本人へ返還請求した金額

②外傷点検にかかる年度別加入者 1 人あたり効果額



|    | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|----|------|------|------|------|
| 全国 | —    | —    | 267円 | 289円 |
| 沖縄 | —    | —    | 185円 | 169円 |
| 順位 | —    | —    | 39位  | 46位  |

※協会本部が示す指標が変更となったため  
令和 4 年度からの実績を掲載しています。  
但し、令和 5 年度は速報値です。

令和 5 年度の点検効果額は9,586万円となり、前年度から減少したため、加入者1人当たりの効果額も169円となり現象した。

外傷点検の効果額は必ずしも高い方が良いものではなく、適正な審査を前提とすれば、減少傾向が望ましいものとなる。

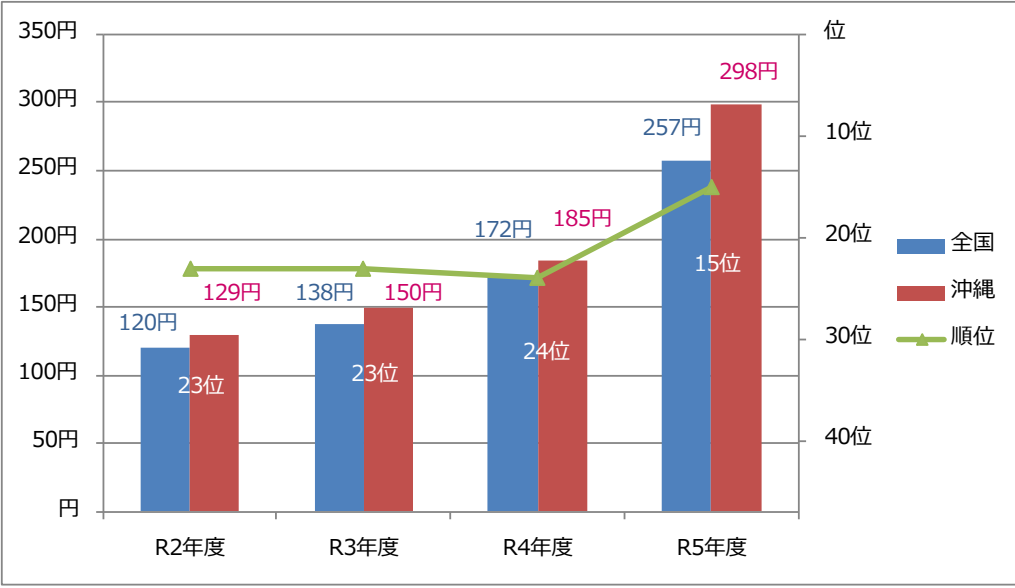
第三者行為による傷病届の提出があった場合は、早期に保険会社へ代位取得通知を送付し自賠責保険からの回収漏れを防ぎ、早期求償に努めている。

※外傷点検：外傷の傷病名のあるレセプトに対し、業務災害・通勤災害（労災保険該当）や交通事故など第三者行為(加害者)によるケガでないか等の確認

※点検効果額：業務災害・通勤災害に対して本人へ返還請求した金額や加害者に対して損害賠償請求した金額

③内容点検（査定）にかかる年度別加入者 1 人あたり効果額

【令和 5 年度目標値】185円 【令和 5 年度実績値】298円



|    | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|----|------|------|------|------|
| 全国 | 120円 | 138円 | 172円 | 257円 |
| 沖縄 | 129円 | 150円 | 185円 | 298円 |
| 順位 | 23位  | 23位  | 24位  | 15位  |

※令和 5 年度は速報値です。

点検効果額は目標値1億806万円に対して1億7,220万円、加入者 1 人当たりの効果額は目標値185円に対して298円となり、いずれも目標値を大幅に上回った。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたここ数年に比べ、令和 5 年度は通年で高点数レセプトの点検に重点を置いた効率的・効果的な点検業務を実施できた結果と考えている。

令和 6 年度も引き続き、協会システムを活用した効率的・効果的な点検を進め、内容点検の効果向上を図っていくこととしている。

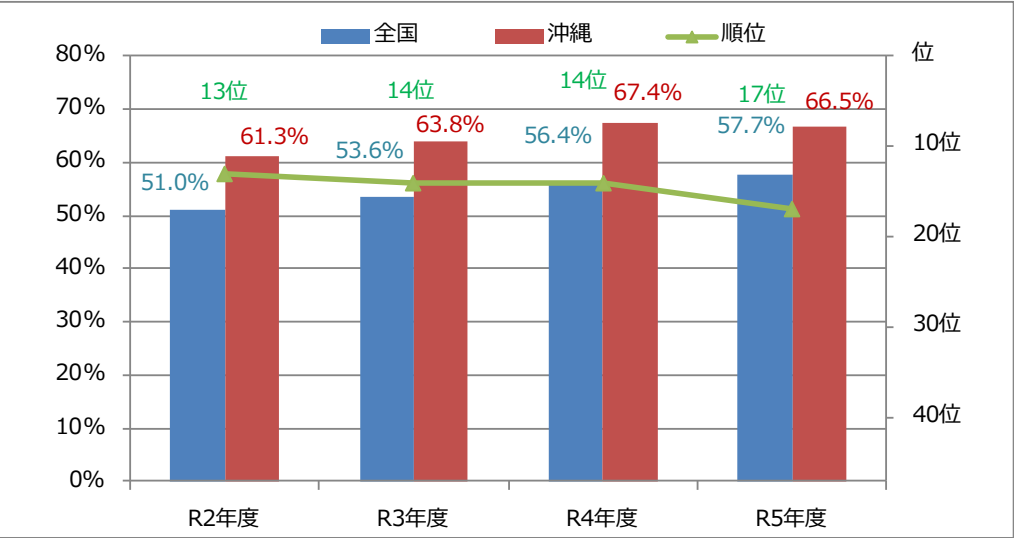
※内容点検：支払基金での一次審査後のレセプトに対し、さらに二次審査として診察、投薬、検査等の請求点数の誤りや請求内容に不備がないかを確認

※点検効果額：支払基金への再審査請求により査定（減額）となった金額

9 特定健診実施率の推移

\* 特定健診の実施率は、40歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診及び被扶養者を対象とした特定健診、事業者健診データ取得分の3つの健診の実施率を合算

■ KPI：生活習慣病予防健診実施率（被保険者）を70.0%以上とする  
【令和5年度実績】66.5%



| 生活習慣病予防健診 |    | R2年度    | R3年度    | R4年度    | R5年度    |
|-----------|----|---------|---------|---------|---------|
| 対象者数      | 沖縄 | 208,499 | 213,186 | 208,471 | 214,014 |
| 受診者数      | 沖縄 | 127,776 | 136,080 | 140,509 | 142,423 |
| 実施率       | 全国 | 51.0%   | 53.6%   | 56.4%   | 57.7%   |
|           | 沖縄 | 61.3%   | 63.8%   | 67.4%   | 66.5%   |
| 順位        |    | 13位     | 14位     | 14位     | 17位     |

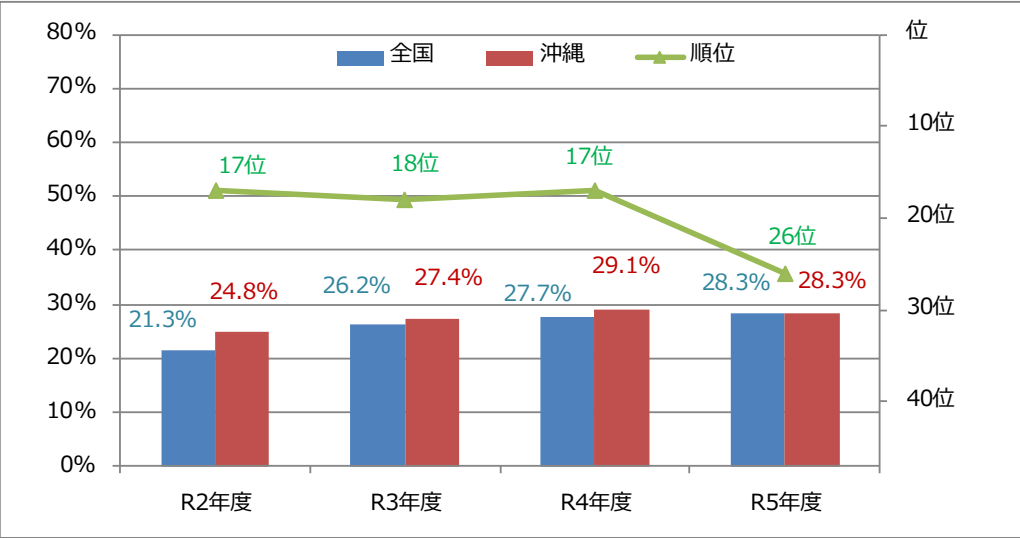
生活習慣病予防健診実施率（被保険者）を70.0%以上とするKPIの達成には至らなかった

生活習慣病予防健診受診者のうち、40歳以上の受診者数は142,423人で前年度比1,914人増。実施率66.5%で前年度比0.9ポイント減となった。健診費用負担軽減もあり受診者は増加したが、対象者増加による新規受診者の取込みが課題となっている。

令和5年度は健診の対象となる全ての事業所及び任意継続被保険者へ、健診案内パンフレット等を送付し受診勧奨を行ったほか、健康宣言事業をとおして健診実施率の向上を図った。

令和6年度は、5年度事業を継続するとともに、付加健診対象年齢が拡大されたことから、自己負担軽減の周知・広報と併せ、関係機関と連携した受診勧奨の取組を行い、実施率の向上を図る。

■ KPI：特定健診実施率（被扶養者）を31.0%以上とする  
【令和5年度実績】28.3%



| 特定健診 |    | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   |
|------|----|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数 | 沖縄 | 57,136 | 56,281 | 52,335 | 50,922 |
| 受診者数 | 沖縄 | 14,182 | 15,418 | 15,244 | 14,391 |
| 実施率  | 全国 | 21.3%  | 26.2%  | 27.7%  | 28.3%  |
|      | 沖縄 | 24.8%  | 27.4%  | 29.1%  | 28.3%  |
| 順位   |    | 17位    | 18位    | 17位    | 26位    |

特定健診実施率（被扶養者）を31.0%以上とするKPIの達成には至らなかった

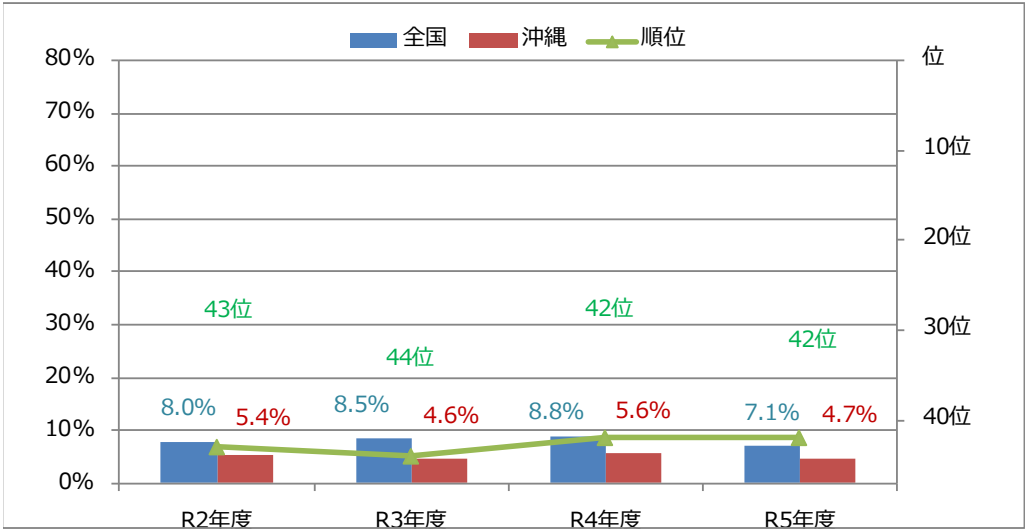
受診者数は14,391人で前年度比853人減、実施率は28.3%で前年度比0.8ポイント減となった。

令和5年度は「県内市町村の特定健診とがん検診の同時実施勧奨DMの送付」「ショッピングセンター等でのまちかど健診」「早朝及びナイト健診」「40歳被扶養者への受診勧奨ハガキの送付」「治療中患者の特定健診振替事業（トライアングル事業）」「事業主と沖縄支部長の連名による受診勧奨ハガキの送付（ご家族様にも特定健診プロジェクト）」を実施した。

令和6年度は、5年度事業を継続するとともに、まちかど健診および特定健診振替事業を拡大できるよう関係機関と連携を取りながら、実施率向上を目指す。

※特定健診振替事業とは、通院中の患者に行った検査のうち、特定健診に該当する項目の結果を医療保険者に提供することで特定健診を受診したとみなす取組。

■KPI：事業者健診結果データ取得率(被保険者・被扶養者)を7.5%以上とする  
【令和5年度実績】4.7%



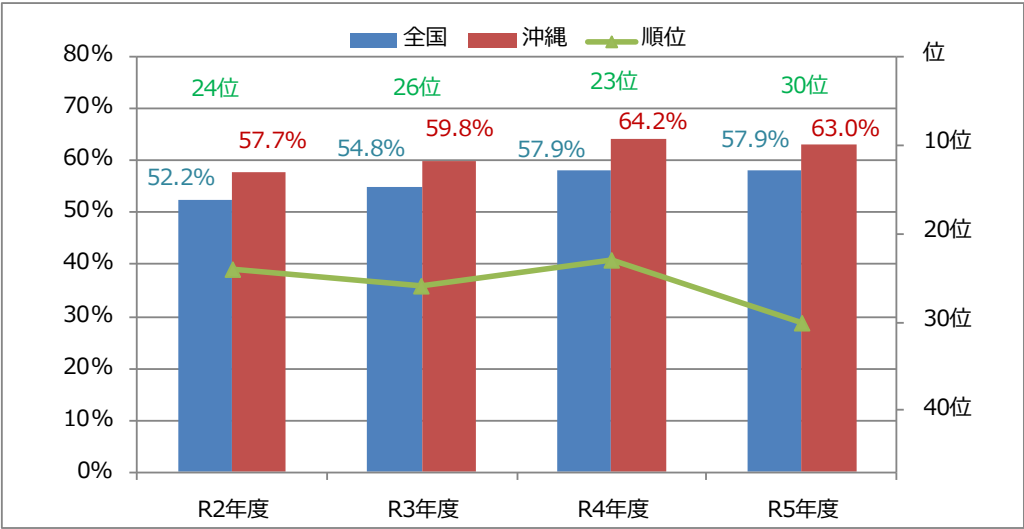
| 事業者健診データ取得 |    | R2年度    | R3年度    | R4年度    | R5年度    |
|------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 対象者数       | 沖縄 | 208,499 | 213,186 | 208,471 | 214,014 |
| 取得件数       | 沖縄 | 11,186  | 9,774   | 11,723  | 10,156  |
| 取得率        | 全国 | 8.0%    | 8.5%    | 8.8%    | 7.1%    |
|            | 沖縄 | 5.4%    | 4.6%    | 5.6%    | 4.7%    |
| 順位         |    | 43位     | 44位     | 42位     | 42位     |

事業者健診結果データ取得率を7.5%以上とするKPIの達成には至らなかった

取得件数は10,156件で前年度比1,567件減。取得率4.7%で前年度比0.9ポイント減となった。  
令和5年度は、沖縄労働局との連名で、事業者健診（定期健康診断）の協会けんぽへの結果データ提供及び生活習慣病予防健診への切り替え等について勤奨を行うなど、事業者健診結果に対する取得勤奨及び電子データ化に係る外部委託を実施した。（データ化2,705件）  
令和6年度についても、事業者健診データの取得及び生活習慣病予防健診への切り替え勤奨の外部委託を実施する。また、事業所や医療機関を訪問し結果取得の勤奨を行う。

※事業者健診データの取得とは、事業主に義務化されている労働安全衛生法に基づいた事業者健診データの取得分も特定健診の実施率として加算される。

■特定健診実施率（加入者計）を67.5%以上とする  
【令和5年度実績】63.0%



| 特定健診（加入者計） |    | R2年度    | R3年度    | R4年度    | R5年度    |
|------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 対象者数       | 沖縄 | 265,635 | 269,467 | 260,806 | 264,936 |
| 受診者数       | 沖縄 | 153,144 | 161,272 | 167,476 | 166,970 |
| 実施率        | 全国 | 52.2%   | 54.8%   | 57.9%   | 57.9%   |
|            | 沖縄 | 57.7%   | 59.8%   | 64.2%   | 63.0%   |
| 順位         |    | 24位     | 26位     | 23位     | 30位     |

特定健診（加入者計）は、受診者数166,970人で前年度比506人減。実施率1.2ポイント減となった。令和4年10月に実施された、国や地方公共団体等の非常勤職員の共済組合移行及び年金機構の適用拡大により対象者数の変動が大きくなっており（被扶養者数は減少、被保険者数は増加傾向）、新規対象者に対する効果的な受診勤奨が課題となっている。

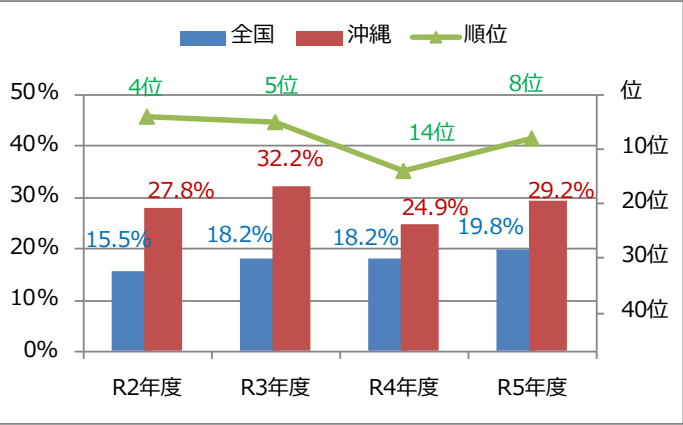
今後は、事業主や健診機関等との連携が不可欠であり、健診受診の必要性やインセンティブ制度も含めた情報提供を充実させていく。

※インセンティブ制度とは、支部（都道府県）ごとの加入者及び事業主の健康づくりに関する取組を評価し、その結果、上位過半数に該当した支部にランキングに応じインセンティブ（報奨金）を2年後の保険料率に反映させるもの。（評価指標：①特定健診受診率 ②特定保健指導実施率 ③特定保健指導対象者の減少率 ④要治療者の医療機関受診率 ⑤後発医薬品の使用割合）

10 特定保健指導実施率の推移

\* 特定保健指導とは、健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがある方に保健師・管理栄養士等が生活習慣を見直すための保健指導を3か月以上実施するプログラム

■ KPI：特定保健指導実施率（被保険者）  
を40.7%（14,247人）以上とする  
【令和5年度実績】29.2%



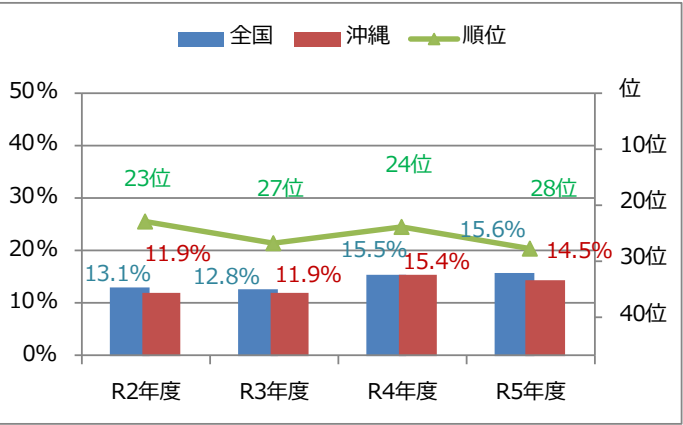
| 被保険者 |    | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   |
|------|----|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数 | 沖縄 | 32,215 | 32,966 | 33,424 | 33,410 |
| 終了者数 | 沖縄 | 8,954  | 10,608 | 8,331  | 9,747  |
| 終了割合 | 全国 | 15.5%  | 18.2%  | 18.2%  | 19.8%  |
|      | 沖縄 | 27.8%  | 32.2%  | 24.9%  | 29.2%  |
| 順位   |    | 4位     | 5位     | 14位    | 8位     |

**実施率（被保険者）を40.7%以上とするKPIの達成には至らなかった**

評価終了者は9,747人で前年度比1,416人増加。実施率は29.2%で前年度比4.3ポイント増となった。初回面談件数の増加が終了者数に積み上げできたことと中断率の高い機関については、現状のヒアリングと対策などを協議する時間を複数回確保し中断率の減少に取り組んだことが結果につながったと考える。初回件数の増加については支援プログラムの見直しや情報通信技術を活用した遠隔面談のニーズに対応できるよう体制を整えてきたことが要因として考えられる。

令和6年度は5年度に引き続き、初回件数の増加に注力するとともに委託においては、実績の低い実施機関や中断率の高い実施機関への働きかけを強化し、実績向上に繋げる。

■ KPI：特定保健指導実施率（被扶養者）  
を18.0%（415人）以上とする  
【令和5年度実績】14.5%



| 被扶養者 |    | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  |
|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数 | 沖縄 | 1,667 | 1,877 | 1,703 | 1,550 |
| 終了者数 | 沖縄 | 198   | 224   | 263   | 224   |
| 終了割合 | 全国 | 13.1% | 12.8% | 15.5% | 15.6% |
|      | 沖縄 | 11.9% | 11.9% | 15.4% | 14.5% |
| 順位   |    | 23位   | 27位   | 24位   | 28位   |

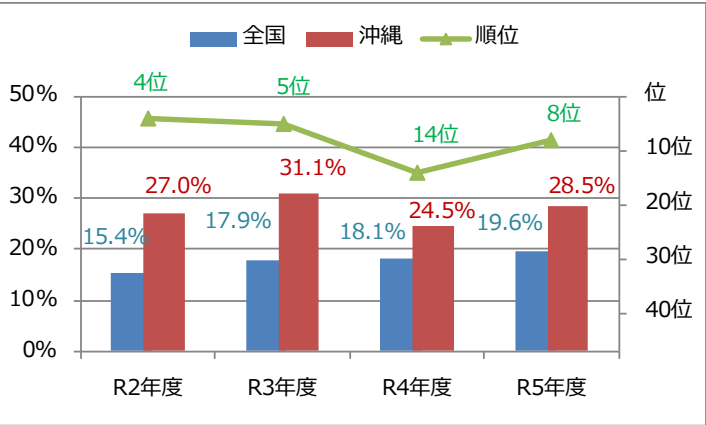
**実施率（被扶養者）を18.0%以上とするKPIの達成には至らなかった**

評価終了者は224人で前年度比39人減少。実施率は14.5%で前年度比0.9ポイント減となった。直営分においては、骨密度検査を呼び水として実施した来所型の特定保健指導や自治体と連携した合同結果説明会にて初回面談に繋げることができた。委託分においては、まちかど健診と同じ会場で健診から1ヶ月後に実施している「まちかど特定保健指導」において、特定保健指導該当者の約7割が初回面談を受けており実施件数の積み上げに繋がっている。令和6年度においても継続実施していきたい。

※直営分とは、協会けんぽの保健師・管理栄養士による特定保健指導の実績

※委託分とは、健診実施機関や特定保健指導専門機関の専門職（医師・保健師・管理栄養士・看護師・運動指導士）による特定保健指導の実績

■ 特定保健指導実施率（加入者計）  
を39.3%（14,662人）以上とする  
【令和5年度実績】28.5%



| 加入者計 |    | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   |
|------|----|--------|--------|--------|--------|
| 対象者数 | 沖縄 | 33,882 | 34,843 | 35,127 | 34,960 |
| 終了者数 | 沖縄 | 9,152  | 10,832 | 8,594  | 9,971  |
| 終了割合 | 全国 | 15.4%  | 17.9%  | 18.1%  | 19.6%  |
|      | 沖縄 | 27.0%  | 31.1%  | 24.5%  | 28.5%  |
| 順位   |    | 4位     | 5位     | 14位    | 8位     |

評価終了者は9,971人で前年度比1,377人増加。実施率は28.5%で前年度比4.0ポイント増となっている。全国順位は8位。

健診受診者が増加することで特定保健指導の対象者数も増加する傾向にあるため、実施率向上のためには、確実な利用動向による初回件数の増加と中断対策、委託先拡大に向けた取り組みを計画している。情報通信技術を活用した特定保健指導を併せて促進していきたい。

11 重症化予防事業

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする  
【令和5年度実績】9.2%

①未治療に対する受診勧奨

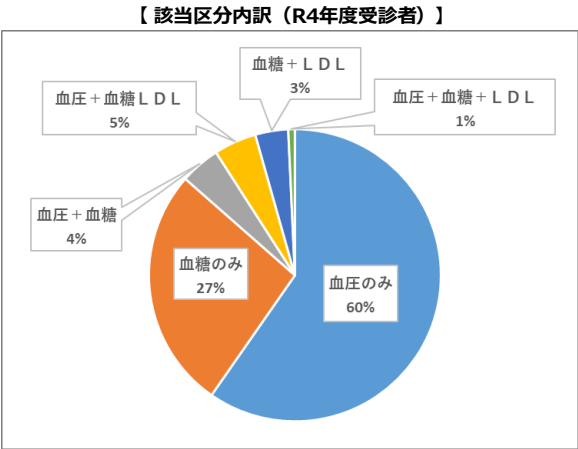
勧奨後3ヶ月間の医療機関受診率

|      | 発送件数  | 通知後<br>3ヶ月以内の<br>受診者数 | 受診率  | 全国平均<br>受診率 | 支部順位 |
|------|-------|-----------------------|------|-------------|------|
| R4年度 | 5,922 | 538                   | 9.1% | 9.9%        | 32位  |
| R5年度 | 5,886 | 540                   | 9.2% | 9.2%        | 26位  |

※R4年度：R3年度の生活習慣病予防健診受診者を対象として抽出、一次勧奨通知はR3年10月～R4年9月に送付

※R5年度：R4年度の生活習慣病予防健診受診者を対象として抽出、一次勧奨通知はR4年10月～R5年9月に送付

※受診率：一次勧奨通知発送後3ヶ月間に医療機関へ受診した者の割合を集計



「未治療者に対する受診勧奨」とは

生活習慣病予防健診の結果、血圧値・血糖値・LDLコレステロール値が「要治療」または「要精密検査」と判定された方で、健診前1ヶ月～健診後3ヶ月以内に医療機関を受診していない者を未治療者と判定し、文書による受診勧奨を実施している。（一次勧奨）

また、一次勧奨対象者のうち、数値がより重症域にある方については、当支部の保健指導担当者が電話や面談により保健指導を実施している。（二次勧奨）

受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とするKPIの達成には至らなかった

受診勧奨文を発送した対象者数5,886人に対し、540人が3ヶ月以内に医療機関を受診されており受診率は9.2%で、目標達成には至らなかった。対象者の内訳は一次勧奨対象者が4,007人、二次勧奨対象者が1,879人で、より重症域にある二次勧奨対象者が年々増加している。該当区分の内訳をみると、血圧該当者が最も多く、全体の70%（4,094人）を占めている。令和6年度からは委託による電話勧奨により未治療者を確実に医療に繋げるとともに、直営保健師・管理栄養士による高血圧をテーマとした健康講話をうちなー健康経営宣言事業所等に実施し、ポピュレーションアプローチを活用することで効果的な受診勧奨に繋げられるよう注力する。

②糖尿病性腎症重症化予防

受診勧奨および保健指導実施人数

| 実施内容                 | 実施人数      |    |
|----------------------|-----------|----|
| 未治療者に対する受診勧奨         | 220人      |    |
| 治療中コントロール不良者に対する保健指導 | R4年度（継続分） | 5人 |
|                      | R5年度      | 7人 |

糖尿病性腎症重症化予防の対象者に対する受診勧奨は直営で実施しており、令和5年度の実施人数は220人。治療中のコントロール不良者に対する保健指導は委託により実施しており、令和4年度の継続支援の対象者5人を含む、合計12人に対しプログラムを実施している。参加勧奨方法やプログラム内容の見直しを図り、参加率の向上と委託先拡大に向けた取り組みを継続する。

「糖尿病性腎症重症化予防」とは

糖尿病であり、腎機能が低下している方が将来、腎不全や人工透析に移行することを防止するため、糖尿病が重症化するリスクの高い未治療者に対して受診勧奨を実施している。（直営）□

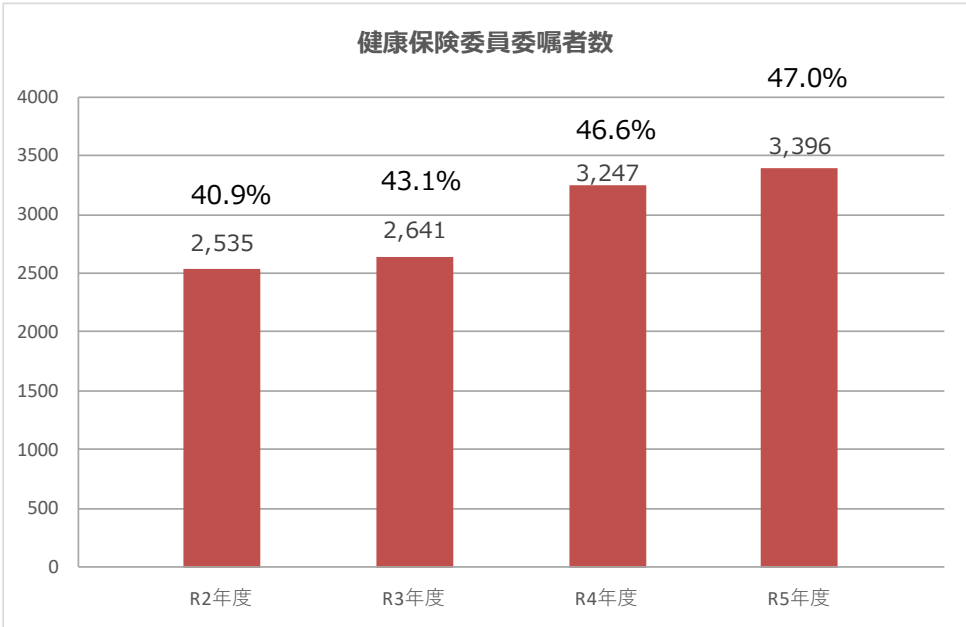
また、糖尿性腎症等で通院している方のうち、重症化リスクの高い方に対しては、かかりつけ医と連携した6ヶ月間の保健指導プログラム実施を実施している。（委託）

12 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

①健康保険委員

■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を48.9%以上とする。

【令和5年度KPI実績値】 47.0%



| 年度末時点累計    | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 委嘱者数 (人)   | 2,535 | 2,641 | 3,247 | 3,396 |
| KPI実績値 (%) | 40.9% | 43.1% | 46.6% | 47.0% |

健康保険委員のカバー率は47.0%でKPIの達成には至らなかった

うちなー健康経営宣言の登録は健康保険委員の登録を必須としているため、健康経営宣言事業所数の拡大に伴い健康保険委員の登録件数も増加する仕組みとなっている。

令和5年度は、宣言・健保委員未登録事業所への電話勧奨や文書勧奨を実施し、委嘱者数は前年度より149人増え3,396人となった。（文書勧奨：5,426件、電話勧奨：2,200件）

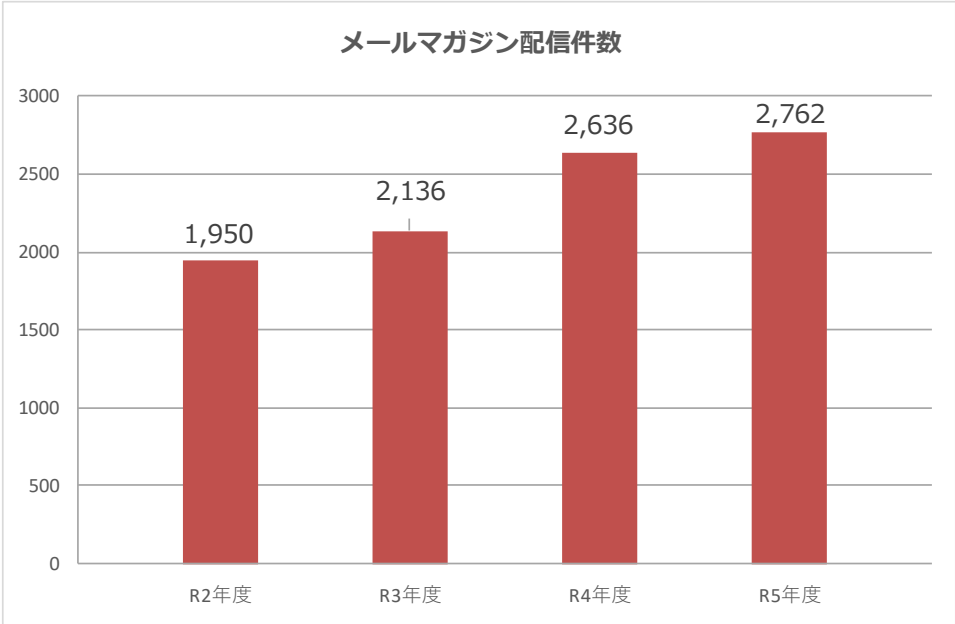
今後は文書による登録勧奨に加え、訪問による勧奨を拡大させ登録増加を図る。

※健康保険委員とは：従業員や家族の健康保険に関する手続きや、健康づくりのための情報発信を行うなど、事業所と協会けんぽの架け橋として事業所の健康経営のサポートを行っていただく方です。

②メールマガジン配信

【令和5年度目標値】 新規登録数 240件

【令和5年度実績値】 266件



| 年度末時点累計 | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 配信件数    | 1,950 | 2,136 | 2,636 | 2,762 |

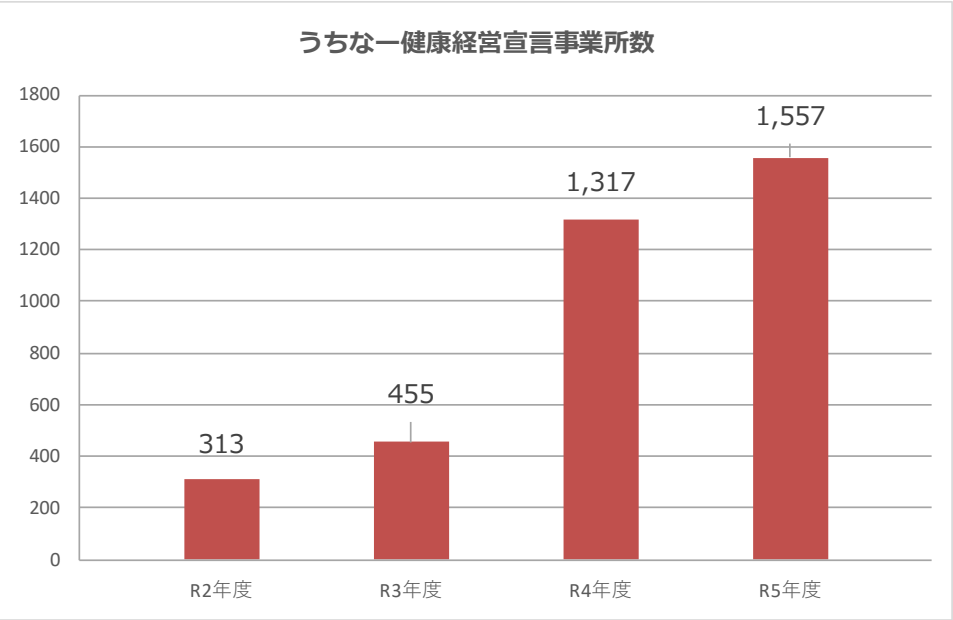
メールマガジンは、広報誌等での登録勧奨のほか、健康保険委員の登録届、うちなー健康経営宣言の登録申請書にメールマガジンも同時登録できる様式にしており、目標の新規登録件数240件を上回り266件獲得することができ、目標を達成した。（メール受信不可設定者や退会者もいたため、配信件数としては前年度より126件増に留まっている。）

今後もこれらの取り組みを継続するほか、読みやすく多くの人に役立つ情報で内容の充実を図る。

13 うちなー健康経営宣言事業

【令和5年度KPI】 宣言事業所数 1,400件

【令和5年度実績値】 1,557件



| 年度末時点累計 | R2年度 | R3年度 | R4年度  | R5年度  |
|---------|------|------|-------|-------|
| 宣言事業所数  | 313  | 455  | 1,317 | 1,557 |

宣言事業所は1,400を大きく上回りKPIを達成した

令和5年度は、10月～11月にかけて委託業者による宣言登録電話勧奨を実施し、1月には、被保険者数10人～12人の事業所を対象とした協会職員による文書勧奨を実施した。また、健康保険委員を対象に実施している研修会や、協定5者等の他団体が実施する健康経営セミナーでの呼びかけ、生命保険会社との連携など、多面からうちなー健康経営宣言の普及促進を行った。

その結果、宣言事業所数は前年度1,317事業所より240増の1,557事業所となった。  
今後も協定5者と連携しながら、多面から宣言事業所の拡充を図る。

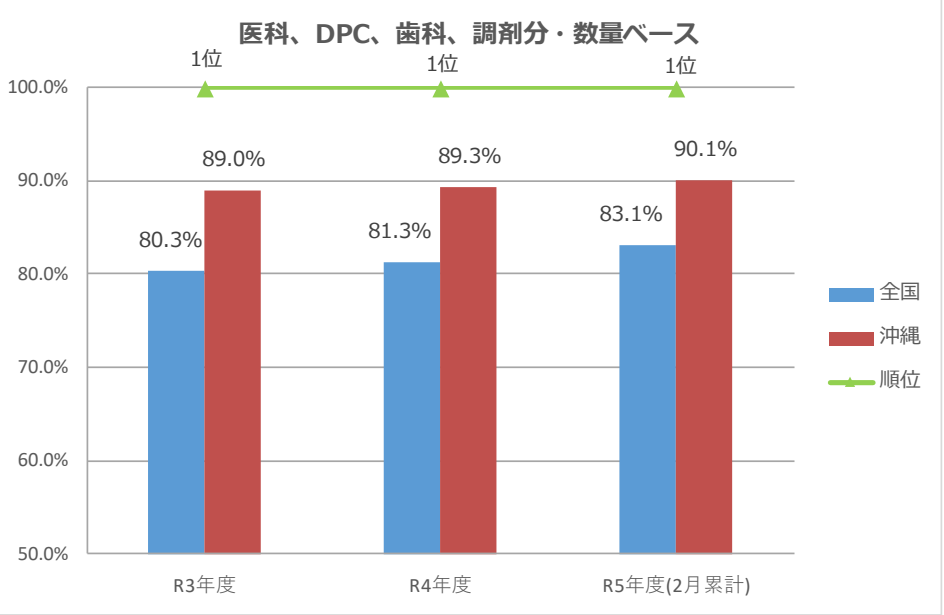
※うちなー健康経営宣言とは：「健康経営」による企業の業績向上、長寿沖縄の復活、健康保険料率の低減等を目的に、宣言企業の健診受診率の向上と健康への取り組みをサポートする事業。

「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究所の登録商標

14 ジェネリック医薬品の使用促進（医科、DPC、歯科、調剤分・数量ベース）

■KPI：沖縄支部のジェネリック医薬品の使用割合を前年度（89.3%）以上とする

【令和5年度KPI実績値】 90.1%（R6年2月までの累計）



※数量は〔後発医薬品の使用量〕 / 〔後発医薬品のある先発医薬品の使用量〕 + 〔後発医薬品の使用量〕で算出

|    | R3年度  | R4年度  | R5年度(2月累計) |
|----|-------|-------|------------|
| 全国 | 80.3% | 81.3% | 83.1%      |
| 沖縄 | 89.0% | 89.3% | 90.1%      |

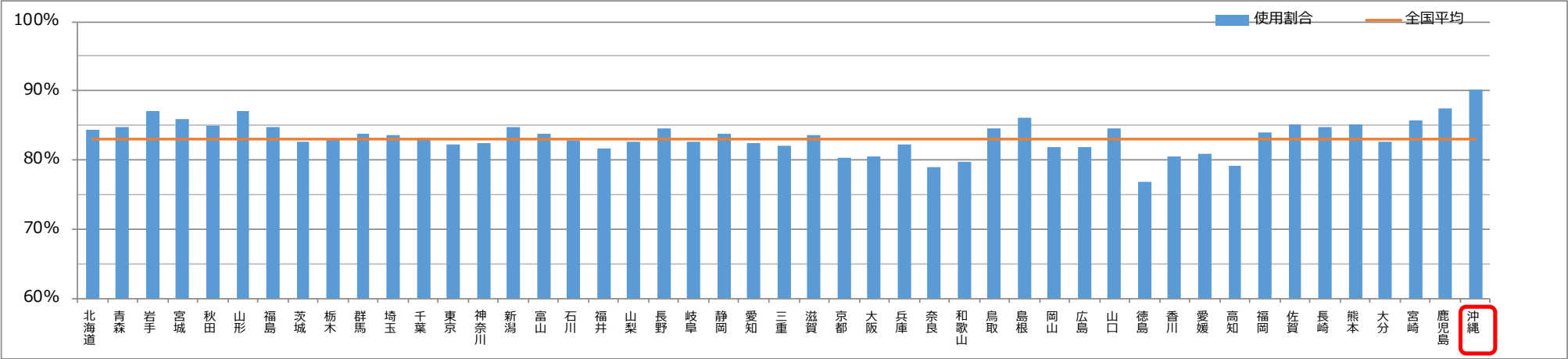
ジェネリック医薬品の使用割合は前年度実績を上回りKPIを達成した

令和5年度は、加入者宛に処方されたお薬をジェネリックに切り替えた場合の「自己負担軽減額のお知らせ」を送付した（令和5年8月、令和6年3月の2回実施）。また、県立図書館や沖縄銀行田原支店・新都心支店でのポスター展示、薬剤師を対象とした研修会等での協力依頼を実施した。

令和6年2月までの累計でジェネリック医薬品使用割合は90.1%と全国1位を堅持しているが伸び率は鈍化している。

今後もジェネリック医薬品利用促進のための啓発活動を継続する他、県薬剤師会など関係機関と連携しながら利用促進を図る。

【参考】都道府県支部別のジェネリック医薬品使用割合（令和6年2月累計 診療分・医科、DPC、歯科、調剤分・数量ベース）



15 費用対効果を踏まえたコスト削減等

■KPI： 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。  
【R5年度KPI実績値】 0.00%

一般競争入札に占める一者応札案件割合は0%でKPIを達成した

広告期間や納期までの期間を十分に確保すると共に、入札参加が可能と思われる業者へ広く声掛けする等、一者応札割合の削減に努めた。入札件数12件に対して一者応札件数は0件となった。

16 支部職員研修の実施

【令和5年度目標値】 研修計画に基づき、必須6研修及び独自1研修を実施する。

| 区分 | 研修名        | 受講者 | 実施回数       |
|----|------------|-----|------------|
| 必須 | メンタルヘルス研修  | 全職員 | 9月：eラーニング  |
| 必須 | コンプライアンス研修 | 全職員 | 2月：eラーニング  |
| 必須 | ハラスメント研修   | 全職員 | 9月：eラーニング  |
| 必須 | 情報セキュリティ研修 | 全職員 | 7月：eラーニング  |
| 必須 | 個人情報保護研修   | 全職員 | 11月：eラーニング |
| 必須 | ビジネススキル研修  | 全職員 | 11月：計6回    |
| 独自 | 支部長講話      | 全職員 | 1月：計5回     |

支部の課題等につき、職員の意識啓発、職員間における意識共有、業務上必要な能力・知識の習得等を目的として、研修計画に基づき必須6研修を実施した。また、新支部長の就任に伴い、これまで培った経験や考え方を支部長講話という形で独自研修として実施した。

17 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度にかかる意見発信

■KPI： 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見

医療データ等を活用した効果的な意見発信を行いKPIを達成した

医療提供体制協議会において、令和10年に新設される予定の北部医療センター（現在の県立北部病院と北部地区医師会病院を統合）について意見発信を行った。具体的には、北部地区医師会病院は、令和4年度で10,825名の生活習慣病予防健診を実施しており、これは、北部地区の被保険者24,643名の4割を超える方を受け入れていることになり、特定保健指導についても令和4年度656名の初回面談を実施している。したがって、新設される北部医療センターにおいても、この健診等関係の機能を低下させることなく、機能の維持や更なる充実をお願いしたい旨発信した。

※地域医療構想調整（対策）会議とは：医療法に基づき都道府県が構想区域ごとに、診療に関する学識経験者、医療関係者、医療保険者等の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りながら、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策等について協議を行うもの。

18 コラボヘルス

①『ご家族様にも特定健診プロジェクト』の実施

【事業概要】

令和4年度沖縄支部の被保険者の健診受診率73.0%に対し、被扶養者の特定健診受診率は29.1%と低迷している。様々な方法で健診の周知及び受診勧奨をしており、その一環として事業主とのコラボヘルス事業「ご家族様にも特定健診プロジェクト」を令和元年度より実施している。うちな一健康経営宣言をしていて、本事業に同意した事業所加入者のうち特定健診を受診していない被扶養者に対し、事業主と沖縄支部長との連名で受診勧奨文書（はがき）を送付し、特定健診の受診を促す。

【実施状況】

令和5年10月中旬、606宣言事業所の特定健診未受診の被扶養者5,719人に対し、事業主と沖縄支部長連名の特定健診受診勧奨文書（はがき）を送付した。そのうち、文書送付の翌月令和5年11月～令和6年3月までの間に特定健診を受診した人は652人で、受診率は11.4%となった。本事業にご参加いただいた事業所には、翌年度の事業実施の案内送付時に受診結果を通知している。

②『事業所で取り組む禁煙サポート事業』の実施

【事業概要】

禁煙する意思のある従業員を、事業所・禁煙支援薬局・協会けんぽが連携して卒煙のサポートを実施する。県保健医療福祉事業団の補助による2週間分の禁煙パッチの無償提供と、協会独自作成の禁煙サポート手帳により禁煙支援薬局→従業員→事業所が連携して進捗状況を確認しながら卒煙を目指し、職場における受動喫煙防止対策を推進する。

【実施状況】

令和5年度の禁煙支援薬局は北部2薬局、中部13薬局、那覇6薬局、南部6薬局、八重山2薬局の合計29薬局が登録。そのうち15薬局が対応実績あり。禁煙チャレンジ参加者は、69名（18社）、男性84%・女性16%であった。年齢階層化別では40代が36%と最も多く、次いで30代が28%だった。

| 令和5年度禁煙サポート事業基本スキーム |                        |            |                                                 |       |       |
|---------------------|------------------------|------------|-------------------------------------------------|-------|-------|
| 事業所単位で申込み           | 事業説明                   | 第1・2週      | 第3・4週                                           | 第5・6週 | 第7・8週 |
|                     |                        | 禁煙パッチの無償提供 | ・禁煙パッチは事業所又は個人負担<br>・事業所は禁煙指導時間の配慮<br>・本人への励まし等 |       |       |
|                     |                        |            | ・支援薬局で2週間ごとに禁煙パッチ受け取り<br>・受け取る際に薬剤師による禁煙指導実施    |       |       |
| 協会けんぽ               | 沖縄県薬剤師会所属<br>29薬局が支援参加 |            |                                                 |       | 協会けんぽ |

| 卒煙までの56日「禁煙サポート手帳 日々の記録」より<br>(1日20本・31年・プリンクマン指数620) |                    |                       |                      |
|-------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------|----------------------|
| 1日 吸いたいです                                             | 15日 吸いません          | 29日 年末年始乗り越えられるか      | 43日 禁煙を続けます          |
| 2日 昨日よりは落ち着いています                                      | 16日 もう大丈夫だと思う      | 30日 乗り越えていきます         | 44日 禁煙成功させます         |
| 3日 少しきついです                                            | 17日 吸いたくないです       | 31日 夢でタバコを吸っていました     | 45日 飲み会があったが吸いませんでした |
| 4日 飲み会があったが吸わなかった                                     | 18日 一服したいです        | 32日 吸いません             | 46日 健康のために禁煙         |
| 5日 せきがでます                                             | 19日 吸いたくなかったです     | 33日 今年は禁煙にチャレンジしてよかった | 47日 大丈夫です            |
| 6日 せきがきついです                                           | 20日 我慢しました         | 34日 正月です 今年も禁煙頑張ります   | 48日 継続は力なり           |
| 7日 かげです                                               | 21日 気持ちがゆらいでます     | 35日 新年も頑張ります          | 49日 我慢していません         |
| 8日 1本吸いたいです                                           | 22日 頑張ります          | 36日 断断は禁物             | 50日 もう大丈夫です          |
| 9日 禁煙セラピーという本を読んでいます                                  | 23日 吸いたい気持ちがあります   | 37日 タバコを言う夢を見ました2度目   | 51日 負けません            |
| 10日 我慢                                                | 24日 飲みの席だったが吸わなかった | 38日 飲み会だったが吸いませんでした   | 52日 ニコチンパッチなしでも吸いません |
| 11日 1本吸ってしまいました                                       | 25日 大丈夫です          | 39日 吸いません             | 53日 夢の中で吸っていました      |
| 12日 吸いません                                             | 26日 タバコを言う夢を見た     | 40日 頑張ります             | 54日 吸いません            |
| 13日 禁煙の本を読んでいます                                       | 27日 もう大丈夫です        | 41日 大丈夫です             | 55日 あと1枚です           |
| 14日 落ち着いています                                          | 28日 もう大丈夫でしょう      | 42日 パッチなしで大丈夫です       | 56日 もう大丈夫です          |

19 5者協定に基づく取り組みの推進（沖縄県、沖縄労働局、沖縄県医師会、沖縄産業保健総合支援センター、協会けんぽ沖縄支部）

5者協定の締結に伴い、当支部が行ってきた「福寿うちな～健康宣言」と沖縄労働局の「ひやみかち健康経営宣言」を『うちなー健康経営宣言』として令和3年4月に統一。健康経営宣言事業にかかる運営事務局を沖縄県と沖縄労働局、当支部が担い、健康宣言事業所における健康づくりのサポートを充実させるため、5者間で連携し、取り組んでいる。具体的には、健診受診と特定健診データ化の推進、健診結果に基づく特定保健指導や未治療者に対する受療勧奨等のハイリスクアプローチの実施、「事業所カルテ」より事業所における健康課題を把握し、課題解決に向けたポピュレーションアプローチの実施を5者で連携して推進していく。

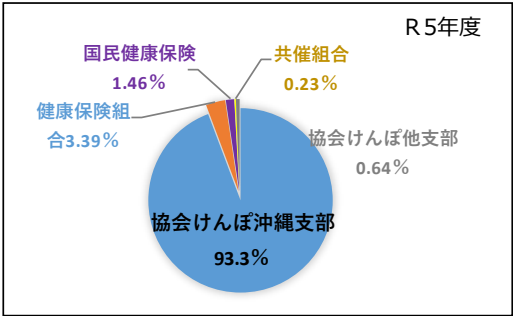
なお、令和5年の宣言事業所状況及び宣言推進団体の状況は以下のとおり。

①『うちなー健康経営宣言事業所の状況』（協会けんぽ沖縄支部加入事業所分）  
【令和5年度目標値】宣言事業所1,400件

| R2年度          | R3年度 | R4年度  | R5年度  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|---------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 313           | 455  | 1,317 | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 合計    |
| 月別累計数         |      |       | 1,329 | 1,342 | 1,355 | 1,380 | 1,403 | 1,421 | 1,457 | 1,489 | 1,501 | 1,513 | 1,548 | 1,557 | 1,557 |
| 月別新規登録件数      |      |       | 12    | 13    | 13    | 25    | 23    | 18    | 36    | 33    | 12    | 14    | 35    | 10    | 244   |
| 月別減件数（事業所全喪等） |      |       | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 1     | 0     | 2     | 0     | 1     | 4     |

\* 県全体のうちなー健康経営宣言事業所  
（協会けんぽ沖縄支部以外の事業所も含む）

1,711事業所



②『うちなー健康経営推進団体の状況』

うちなー健康経営推進団体とは（健康宣言中間支援団体）、県内に所在する経済団体等の各種団体が、その団体に所属する事業所の健康づくりを協定5者と連携して進め、「うちなー健康経営宣言事務局」を通じて宣言し、県民へ広く公表している団体をいう。

【実施状況：宣言推進団体（18団体）】

| 団体区分  | 団体名       |
|-------|-----------|
| 商工会議所 | 沖縄商工会議所   |
|       | 浦添商工会議所   |
|       | 那覇商工会議所   |
|       | 宮古島市商工会議所 |

| 団体区分 | 団体名        |
|------|------------|
| 商工会  | 沖縄県商工会連合会  |
|      | 読谷村商工会     |
|      | 北谷町商工会     |
|      | うるま市商工会    |
|      | 北中城商工会     |
|      | 嘉手納町商工会    |
|      | 中城村商工会     |
|      | 西原町商工会     |
|      | 宜野湾市商工会    |
|      | 南城市商工会     |
|      | 豊見城市商工会    |
|      | 宮古島市伊良部商工会 |

| 団体区分 | 団体名    |
|------|--------|
| 法人会  | 北那覇法人会 |

れ

| 団体区分 | 団体名           |
|------|---------------|
| 業種団体 | パチンコ・スロット共同組合 |

【実施状況：宣言事業所の健康づくりに関する取り組み状況】

令和6年4月5日現在で抽出：宣言事業所：1,615事業所、非宣言事業所：28,774事業所

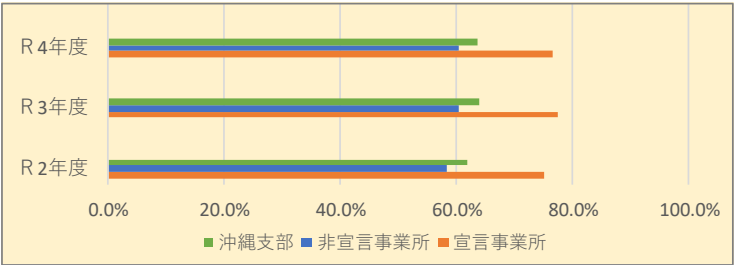
1. 健診受診率【被保険者】従業員全ての健康診断の受診は、事業者の義務であり、健康経営宣言の必須項目です

対象年齢:40歳-74歳

① 健診受診率〔生活習慣病予防健診（一般健診）+事業者健診〕

※ 全国支部についてはデータの抽出時期が異なる

|        | R2年度  | R3年度  | R4年度  |
|--------|-------|-------|-------|
| 宣言事業所  | 75.2% | 77.3% | 76.5% |
| 非宣言事業所 | 58.2% | 60.3% | 60.2% |
| 沖縄支部   | 61.7% | 63.8% | 63.6% |
| 全国支部   | 59.0% | 62.1% | 65.2% |



宣言事業所における被保険者（ご本人様）の受診率については、非宣言事業所と比較して16.3%（令和4年度）高い割合となっている。

健康づくりの入口となる健康実態把握のためにも健診受診率については100%の実施を目指し、支援していく。

◇  $\text{健診受診率} = \text{健診受診被保険者数} / \text{健診対象被保険者数}$

※ 健診対象被保険者：年度末時点で資格を有している40歳以上74歳以下の被保険者

※ 健診受診被保険者：健診対象被保険者のうち、年度内に生活習慣病予防（一般）健診または事業者健診を受診した者

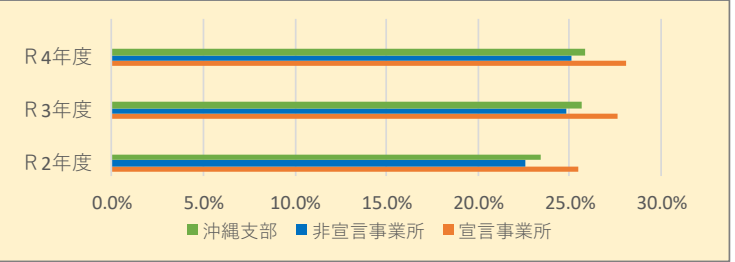
2. 健診受診率【被扶養者】

対象年齢:40歳-74歳

① 健診受診率〔特定健診〕

※ 全国支部についてはデータの抽出時期が異なる

|        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 宣言事業所  | 25.5% | 27.6% | 28.1% |
| 非宣言事業所 | 22.6% | 24.8% | 25.1% |
| 沖縄支部   | 23.4% | 25.7% | 25.8% |
| 全国支部   | 21.3% | 26.2% | 27.7% |



宣言事業所における被扶養者（ご家族様）の受診率については、非宣言事業所と比較して3.0%（令和4年度）高い割合となっている。ご家族様にも特定健診プロジェクトを通して、家族の健診受診率の向上にも取り組んでいく。

◇  $\text{健診受診率} = \text{健診受診被扶養者数} / \text{健診対象被扶養者数}$

※ 健診対象被扶養者：年度末時点で資格を有している40歳以上74歳以下の被扶養者

※ 健診受診被扶養者：健診対象被扶養者のうち、年度内に特定健診を受診した者

3. 特定保健指導該当率・実施率【被保険者】

該当者に保健指導を受けさせることは、健康経営宣言の必須項目です

対象年齢:40歳-74歳

① 特定保健指導該当率

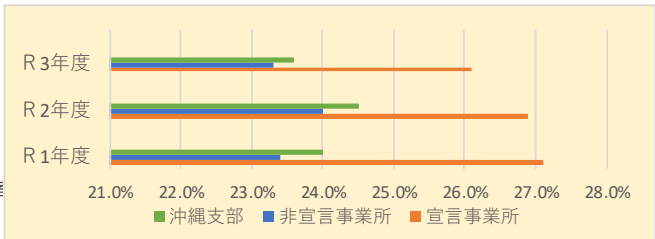
※ 全国支部についてはデータの抽出時期が異なる

|        | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 宣言事業所  | 27.1% | 26.9% | 26.1% |
| 非宣言事業所 | 23.4% | 24.0% | 23.3% |
| 沖縄支部   | 24.0% | 24.5% | 23.6% |

◇ 特定保健指導該当率 = 特定保健指導対象者数 / 保健指導レベル判定者数

※ 保健指導レベル判定者：健診受診被保険者のうち、特定保健指導の階層化が判定不能でない者

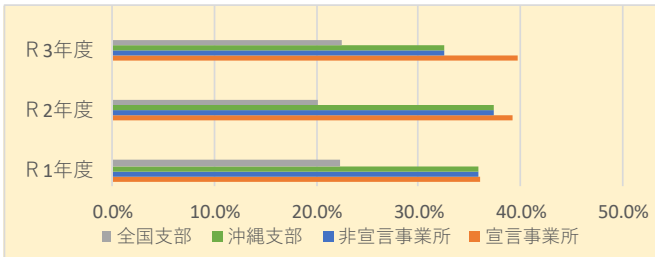
※ 特定保健指導対象者：保健指導レベル判定者のうち、特定保健指導の対象となった者



宣言事業所の特定保健指導該当率は減少傾向にあるものの、非宣言事業所を上回る割合で推移している。これは、健診受診率の向上に比例して特定保健指導該当率も向上するというこれまでの実績から、健診結果の悪い対象者も含めきちんと健診を受けさせていることによって、より健康実態を反映させた結果の現れであると考えている。宣言事業所における特定保健指導の初回面接及び最終評価の実施率は共に、非宣言事業所及び全国の平均より高い割合となっている。今後は、特定保健指導を実施した者と実施しなかった者の特定保健指導該当率の変化など詳細の分析をしながら、健診結果データの改善を目指していく。

② 特定保健指導実施率（初回）

|        | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 宣言事業所  | 36.1% | 39.2% | 39.8% |
| 非宣言事業所 | 35.9% | 37.4% | 32.5% |
| 沖縄支部   | 35.9% | 37.4% | 32.5% |
| 全国支部   | 22.3% | 20.2% | 22.5% |



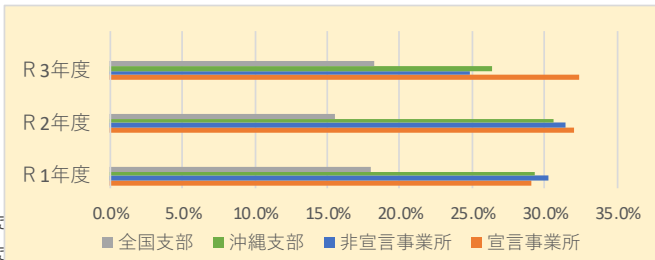
③ 特定保健指導実施率（評価）

|        | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 宣言事業所  | 29.1% | 32.0% | 32.4% |
| 非宣言事業所 | 30.3% | 31.4% | 24.8% |
| 沖縄支部   | 29.3% | 30.6% | 26.4% |
| 全国支部   | 18.0% | 15.5% | 18.2% |

◇ 特定保健指導実施率 = 特定保健指導実施者数（初回・評価） / 特定保健指導対象者数

※ 特定保健指導実施者（初回）：特定保健指導対象者のうち、特定保健指導の初回面談を行った者

※ 特定保健指導実施者（評価）：特定保健指導対象者のうち、特定保健指導の最終評価を行った者



【特定保健指導対象者の階層化判定基準について】

(1) 積極的支援：Aかつ①～④のうち2項目以上、又はBかつ①～④のうち3項目以上に該当

(2) 動機づけ支援：Aかつ①～③のうち1項目、又はBかつ①～④のうち1項目～2項目に該当

A 腹囲：男性で85cm以上、女性で90cm以上

B 腹囲：男性で85cm未満、女性で90cm未満、かつBMIが25以上

① 血糖：空腹時血糖が100mg/dl以上、又はHbA1cが5.6%以上

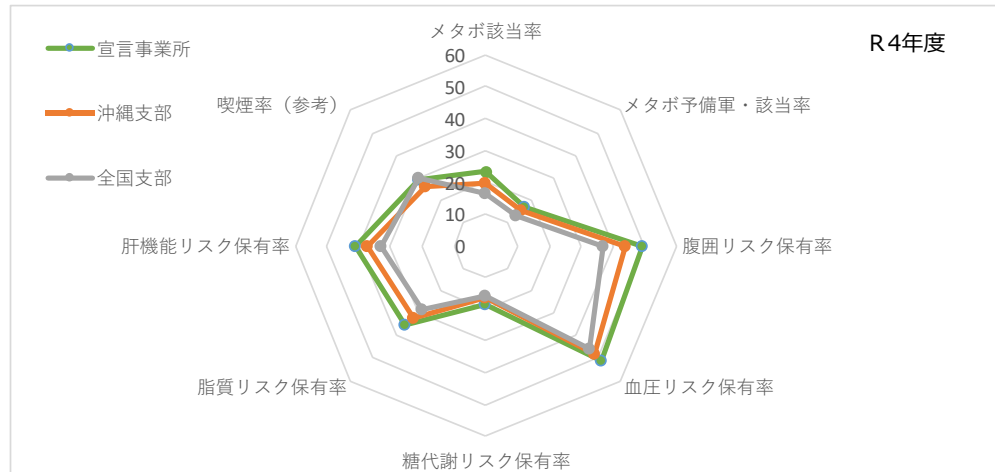
② 脂質：中性脂肪が150mg/dl以上、又はHDLコレステロールが40mg/dl未満

③ 血圧：収縮期血圧が130mmHg以上、又は拡張期血圧が85mmHg以上

④ 喫煙歴：①～③のリスクが1つでもある場合にリスクとして追加

4. 生活習慣病のリスク保有率【被保険者】

対象年齢:35歳-74歳



宣言事業所におけるリスク保有率は、県平均とほぼ同様の傾向を示している。特に血圧、腹囲、肝機能のリスク保有率が顕著に高い。宣言事業所の生活習慣に関するアンケートより、①お酒を毎日飲む割合27.7%（県平均24.4%）、②飲酒日の1日当たりの飲酒量が3合以上の者の割合5.5%（県平均4.9%）③喫煙習慣がある割合29.6%（県平均26.5%）と飲酒習慣及び喫煙習慣に関する課題が確認された。事業所毎あるいは団体毎の事業所カルテから、健康課題を把握し、その解決のために5者の連携を強化し、更なる支援の充実を図っていく。

◇ リスク保有率 = リスク該当者数 / リスク判定者数

※ リスク判定者：年度末時点で資格を有している35歳以上74歳以下の被保険者の健診データのうち、特定保健指導レベルが判定不能でない者